

電気事業の新規制組織と公正取引委員会の相互関係

— 英国の事業規制官庁による競争法執行制度を題材に —

キーワード：新規制組織，競争当局，独占禁止法，重疊的制度，英国

報告書番号：Y14006

背景

平成 27 年度に、電力取引監視等委員会（以下、「新規制組織」という。）が新設される。将来、システム改革の進展に伴い、公正競争に関する幅広い権限を同組織に付与することの是非や、独占法を所管する公正取引委員会との関係などが課題となり得る。事実、競争当局 (CMA)^{注1)} と各事業規制官庁の双方が競争法権限を有する英国では、両者の相互関係が政策的・学術的課題となっている。そこで、英国の法律家・実務家による議論を整理することは、日本の制度設計にも参考となり得る。

目的

英国の電気事業規制官庁 (Ofgem)^{注2)} の競争法権限、特に競争当局との重複をめぐる議論から、日本の新規制組織による競争規制、特に公取委との相互関係につき示唆を得る。

主な成果

新規制組織による競争規制をめぐる主要な論点を明らかにし、下記の示唆を得た。

1. 事業規制官庁による競争法適用に対する評価

英国では、事業規制官庁による競争法執行に対して、各分野の専門的知見の活用などの利点が主張される一方で、行政費用が増加する、規制官庁は競争法の専門性を欠く、事業規制権限に頼り競争法を適用しなくなる、といった懸念も指摘されている（表 1）。したがって、日本の新規制組織による公正競争規制の在り方を検討する際にも、総合的な判断が必要と言える。

2. 競争法と事業法規制の双方が適用可能な行為に関する考え方

英国の事業規制官庁は、競争法と事業法規制の双方が適用可能な事例に対して、原則、競争法の優先的な適用が義務付けられている（表 2）。日本では今後、独占法・電気事業法の双方が適用可能な事例を念頭に、双方の優劣関係の一般原則や、個別事例の判断基準の議論をさらに深め、電力適正取引ガイドライン等へ反映させることが必要である。その際、例えば複数商品が関連する場合には独占法を優先するなど、関連する英国の議論が参考となる。また、不当廉売など従前から独占法が規制する行為に、新たに新規制組織の事業法規制を課せば、不要な二重規制を生むのみならず、確立された独占法の規制基準が無視されかねず、したがって、従前通り独占法の規制に委ねるべきである。

3. 競争当局と事業規制官庁による競争法の重複適用回避の仕組み

英国では、競争当局と事業規制官庁の協議により、事件ごとに担当機関が決定され、競争法の重複適用を回避している（図 1）。現在、日本では事前に定めたガイドラインが公取委と経産省の所管範囲を規定しているが、今後、新規制組織設立に伴う規制範囲の拡大や、異業種参入等による競争の複雑化などを契機に、ガイドラインが予期せぬ行為

が競争上の課題になり得るため、英国のような個別協議の場の設置も、検討に値する。

今後の展開

新規組織による事業者間の紛争処理手続への関与の在り方について、他の公益事業分野や諸外国の事例を調査・検討して、提言する。

表1：事業規制官庁に競争法執行権限を付与する制度（重疊的制度）英国での評価の要点

議論のポイント	内容	反論等
肯定的評価	専門的知見の活用	競争当局が執行する場合でも、情報提供や人事交流を通じて各分野の専門知見活用は可能。
	情報の活用	規制権限により収集した情報を、競争法審査に流用すべきではない。事業規制官庁内に、情報バリアを設けるべきである。
	事業法と競争法の補完 多様な観点の考慮	現実には、事業規制官庁は事業規制権限ばかり用いている。 競争法解釈を歪めるおそれがある。EU競争法は事業規制法（国内法）に優先する。
否定的評価	行政費用の増大	競争当局との間で業務の重複が発生する。 重複による業務の増分は多くない。
	競争法解釈の齟齬	事業規制官庁と競争当局との間で競争法の解釈に齟齬が生じるおそれがある。 競争控訴裁判所（CAT）への上訴が可能であり、解釈の統一性は保たれる。
	競争法の能力の欠如	事業規制官庁は、競争法に関する専門的知識を欠いている。 内部に競争法専門のパネルを設ければよい。競争当局による助言も可能。
	競争法の過小執行	手続きが複雑であり、また、「市場支配的地位」の立証が困難なため、事業規制官庁は競争法を用いず、事業規制権限ばかり用いている。 2002年企業法に基づく市場調査付託（市場の反競争的慣行に関する調査）の事例を無視している。

表2：競争法規制と事業法規制の相互補完関係（Ofgemの事例）

	競争法のみで対処可能な行為	双方で対処可能な行為	事業法規制のみで対処可能な行為
該当する事例	【London Electricity事件(2003年)】 → 離脱需要家のみを対象とした割引メニューの妥当性が問題に。	【6大電力会社(2013年)】 → 小売事業の訪問販売コードによる独立系代理店の排除	【市場ライセンス条件(2000年)】 → 卸電力市場における発電事業者の濫用的行為が問題となった。
法律の適用	不当販売・差別対価として、競争法で規制可能とされた。 他方、事業規制権限では、本件行為を禁止する規定はなかった。	競争法の優先適用が義務であり、当初、Ofgemは競争法による調査を開始したが、最終的には事業法手続へ移行した。	発電市場での濫用行為に、新たなライセンス規制(MALC)で対処した。 市場支配力要件を欠いたため、競争法適用を断念した。

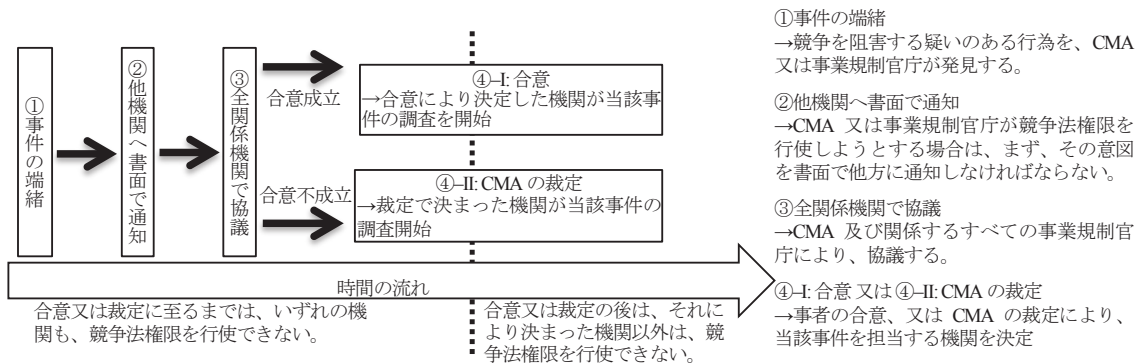


図1：事業規制官庁と競争当局による競争法の重複適用を回避するための仕組み

注1) CMA: Competition & Market Authority (=競争市場庁)

注2) Ofgem: Office of Gas & Electricity Markets (=ガス電力市場局)

研究担当者	佐藤 佳邦 (社会経済研究所 電気事業経営領域)
問い合わせ先	電力中央研究所 社会経済研究所 研究管理担当スタッフ Tel. 03-3201-6601(代) E-mail : src-ri-ml@criepi.denken.or.jp

報告書の本冊(PDF版)は電中研ホームページ <http://criepi.denken.or.jp/> よりダウンロード可能です。

[非売品・無断転載を禁じる] ©2015 CRIEPI 平成27年3月発行